

はじめに

都市国家・香港は国際金融センターとしていかなる役割を担っているのか。なぜイギリスの一部の植民地であったにもかかわらず、現代のように発展することができたのか。また、中国との間に交わされた香港基本法とはいかなるもので、それは守られているのか。さらに、これほどまでに人々を引きつける香港の魅力とは何なのか。最後に、これほど発展した香港をも揺るがしたアジア通貨危機による影響はいかなるものであり、その対応策とは。

1. 香港経済の概況

1997年7月1日、香港は中国に返還され、香港特別行政区が誕生した。中英共同声明によって、香港は「一国二制度」の原則のもと、中国経済とは別のものとして、資本主義自由経済の原則のもとで、これまでのレッセフェール政策によって運営されることとなった。しかし、中国経済との一体化がより強まりつつあると同時に、香港特別行政区の政策にも中国の影響が浸透しつつあることも事実である。これをいわゆる「中国化」と呼ぶ。

香港がこれまでのように、国際金融センターとしての地位を維持し、繁栄と安定を続けることができるかどうかは、この「中国化」と返還前までの香港での伝統であった「自由放任主義」「積極的不介入主義」がどのように、共存していけるかである。ここで香港あるいは香港経済の特徴を整理すると以下ようになる。

1. 国際金融センターであること。
2. 自由貿易港であること。
3. アジアの金融・運輸・ビジネス拠点であること。
4. レッセフェールが尊重されていること。
5. 中国の窓口であること。
6. 都市国家であること¹。

つまり、アジアおよび世界における各種機能の国際的センターであることが特徴であり、これらの特徴は返還後も基本的に機能している。しかし、返還前後から、それぞれの特徴

¹ 可児弘明『もっと知りたい香港』弘文堂、1999年、67頁。

の変化は出始めており、それによって、香港の地位そのものも変化せざるを得ない。さらに、今後も、これらの特徴の変化が変わっていく可能性は十分にあり得るのである。しかし、そのことが、香港の機能や存在価値そのものの変化にまでいたるかどうかは議論の分かれるところである。

香港経済は1980年代を通じて高度成長を遂げるとともに、ニューヨーク、東京、ロンドンなどと並んで、国際金融センターとしての地位を築いてきた。1980年代は中英間における返還の交渉の狭間で揺れ動いた面もあったが、同時に中国の改革・解放政策の進展のなかで、これまでの加工貿易基地へと発展を遂げた。1990年代に入り、シンガポールや台湾やアジア新興諸国・NIESと同様に、その成長はやや鈍化傾向にあるが、1995年の一人あたりのGDPは2万ドルを超え、宗主国である英国のGDPを上回るものとなっている。そして、外貨準備は1998年末現在、日本、中国、台湾に次ぐ第4の規模となり、充実したインフラ、レベルの高い教育水準、自由な為替制度などの投資環境を武器に、国際金融センター、運輸・物流センターなどの面で、世界でも有数な地域に成長を遂げているのである。しかし、その香港経済も最近のアジア通貨危機の影響から逃れることはできず、1998年8月以降、景気は大きく後退し、1998年の経済は23年振りのマイナス成長を余儀なくされ、失業率の悪化なども伴って、香港の「繁栄と安定」に大きな陰を落としつつある。

2. 香港返還と香港基本法

(1) 香港をなぜ返還するのか？

香港の中で香港島と九龍半島先端部はイギリスの永久割譲された領土であり、問題は租借地新界である。領土の92%を占め新界だけを返還して、残りの割譲された領土だけではとても自立できず、発展の可能性はない。香港の食糧や水の供給を完全に中国本土に依存しているかぎり、中国の軍事力を敵に回して、香港の防衛可能な位置に置くことなど不可能である。もっとも当時の英国側には、とりあえず99年の期限付きで条約を締結しておき、いずれ機会をみてその延長を図ればよいと考えていた。さらに、中国でいう「九九」は「久久」との発音が同じであり、中国人の感覚では「永久租借」を意味する。99年後の「返還」、つまり、1997年7月1日の香港返還との問題は当時の言葉のあやではすまなくなってしまう。

(2) 返還決定までの中英交渉

1980年代初頭、フォークランド紛争の勝利に気をよくしたイギリスのサッチャー首相は、中国とも香港返還交渉を一気に行ない、中国から割譲された香港島と九龍半島の保有を永続化しようとする強気の姿勢を一時みせた。新界地区に関しては「香港地区領界拡張協約」による99年間の租借期限が、1997年6月30日に切れることになっていた。実際には、中国側の強硬な外交交渉がイギリス側の思惑を上回った。つまり、イギリスは中国の主権回

復に対する強硬な抵抗にあったので、実質的な権益を確保すべく返還という選択を行なったのであった。これ以外になぜイギリスが香港を放棄したかという共通の結論を以下に上げると、

- ・ 中国は三つの不平等の条約は認めない、国際道義の上から、逆にイギリスは中国に侵略の歴史そのものに他ならなかった。
- ・ 中国はアルゼンチンではなく、フォークランド方式、つまり、軍事力で香港を統治するという力がイギリスにはなかった。
- ・ イギリスは、中国の香港主権復帰の切り札「一国二制度」の方針を利用して、更に現在より多くの利益をもたらすことも可能であると思った。
- ・ 香港返還は、戦争ではなく、平和の話し合いで解決すると、イギリスの栄誉ある香港からの撤退も可能になることである。いわゆる、「名誉撤退」である²。

イギリスと中国は 1984 年 9 月香港の中国返還に関する共同声明を発表した。共同声明に明記された中国側の基本的な方針・政策の重要な規定は次のような内容に整理できる。

- ・ 97 年以後の香港は、中国の特別行政区となり、高度の自治権を享受することができる。
- ・ この特別行政区のなかの資本主義制度や生活様式は維持され 50 年間は変えない。
- ・ 立法機関は選挙され、行政機関は立法機関に対し責任を負う。
- ・ 現行の法律、司法制度は継続される。
- ・ 香港住民の権利および自由は、香港の法律、市民および政治の権利についての国際規約、および経済、社会、文化的権利に関する国際規約のもとに引き続き保護される。
- ・ 香港は経済、金融、通貨の分野で自由を享受し、中国は香港において徴税はしない。香港ドルは外貨と自由に交換でき、資本の移動についての自由を保証し、香港は自由港としての地位を保持する。
- ・ 現行の土地規約は 97 年後も承認される。
- ・ 現行の教育制度は維持される。
- ・ 香港住民は、海外への自由な渡航、旅行が許される。

² 許家屯『香港回収工作』上、筑摩書房、1996 年、98-99 頁。

- ・ 香港の公務員は、引き続きその雇用が確保され、住宅の供給は保証される³。

(3) 一国二制度と基本法の制定

1984年9月、香港の中国返還に関する共同声明を発表し、「イギリスは1997年に香港(香港島、九龍及び新界)を中国に返還、中国は返還後の香港を特別行政区に指定し、高度の自治権を与えるだけでなく、香港の資本主義制度と生活様式を50年間変更しない」という合意が成立したことをあきらかにした。中国のいわゆる「一国二制度」方式である。すなわち、国家の主権、統一、領土保全(一国)と香港特別行政区における高度の自治権(二制度)ということである。

中英共同声明発表の5年後、1990年4月、中国の全国人民代表大会は「中華人民共和国香港特別行政区基本法」を可決、公布した。基本法は、1997年中国復帰後の香港の政治制度や北京(中央政府)と香港の関係、香港住民の権利と義務などを規定した中国の国内法であると同時に、香港の「憲法」でもあった。しかし、香港にはまだ中国を信頼する人が多くはない。ここには主に政治制度に対する不信がある。

文化大革命、天安門事件など中国の政治はうつろいやすい。特に、今の香港人の多くは国共内戦と文化大革命の経済と政治難民であり、そもそも中国の政治制度の下で暮らしたくなかった人々である。多くの人々は心の中で、「共産党恐怖症」や「共産党敵視」という感情を持つ。中国が香港を主権回復すると宣言したときの華人資本家たちによる最初の反応は、「また再び社会主義改造運動が始まるではないか」、「共産党はかならず自分の財産を国有化するはずだ」という不安感であった。大陸出身の知識人の多くは、彼らは香港のメディアや文化の代表する人であり、発表する著作や言行は常に共産党を非難してきており、彼らは香港の自由な環境がこのまま継続できるのかを懸念している。今日の香港の海外移住熱も同じ理由であろう。また、香港の貧困階層の人々の多くも愛国の熱情を持っているが、かならずしも香港返還支持ではない。特に、「一国二制度」に対しては「返還するが、解放ではない」といい、97年以後の生活レベルがかえって低下になるのではないかと心配する。

1989年の天安門事件後、香港の人々の不信任感は拡大した。歴史上かつて、一つの国に社会主義と資本主義が共存したことはない。はたして中国が50年間の長期にわたってこのような約束を守れるものかどうか。これまでの中国は、指導者の交替とともにしばしば政策が変わり、5年として一つの国内政治で経済政策が継続したことはなかった。「一国二制度」政策はうまくいくのかどうか、中国政府は本当に基本法を実行してくれるのか前途に対する不安は限りない。

³ パーシー・グラドック(小須田秀幸訳)『中国との格闘』、筑摩書房、1997年、283頁。

(4) 大陸と香港の対立

中英間の5年近い基本法作成過程を通じてはっきりしてきたことは、中国が「一国」を重視し、香港側が「二制度」を強調するという対立点である。香港は大幅な自治権を実現したいと考えている一方で、中国は国の統一性と主権を擁護、香港の権利をできるだけ制限しようと考えている。植民地香港の政治は「選挙と政党なき行政国家」といわれるように総督の権利がすべてである。中国は植民地の政治制度のように政党ないのままを維持したい。一方、香港には祖国返還というチャンスを利用して、一気に政治制度の大幅な民主化をしようとする姿勢があるが、しかしながら香港の一般市民は植民地住民であるにもかかわらず、少なくとも第二次世界大戦以降、つねに高水準の商業の自由を保障されており、中国の政治体制の制限を感じていなかった。だが、香港返還に対して、一般市民は自分の力だけではなにもできないことを認識しており、「中国は信じるに足らず、イギリスは頼れるに値せず」と評したこともあった。中国当局にとって何より警戒すべきは、香港が中国の民主化運動の拠点になったり、香港で大規模な政治運動が起こったりすることであった。香港で毎年6月に開かれる「天安門事件追悼の集会」に中国は不快感を示しており、中国は香港に対する警戒を解いてはいない。香港基本法は住民に「言論、報道、出版、結社、集会などの権利と自由」を認めているが、返還後これが維持されるかどうか不安が香港で広がっている。

また、一部の香港人は香港はイギリスの植民地から中国の植民地に変わるだけだと考えている。一方で、一部の香港人の心の中には自分たちは独立した「香港人」であるという意識も強い。しかしながら、香港が植民地であった事実が残るかぎり、政治的活動には限りがあり、さらに、香港の生活が中国と切り放せないことも事実である。つまり、水やほかの生活物資に関して大陸への依存が強いのである。中国では「香港の回収は武力の必要はなく、水一本止めればよい」という冗談がある。「腕ずくでも香港を押さえつけようとする」中国政府に対して抵抗するのは難しいであろう。中国の共産党指導者とどう付き合うかが香港の運命を決めるのではなからうか。

3. アジア通貨危機

アジア通貨危機が98年の8月、香港を襲った。香港ドル、先物・株式市場が熾烈な投機的攻撃を受け、株式、通貨市場における流動性の著しい低下は、二重攻撃戦略を通じて金融市場全体を不安定化させる市場操作に格好の条件を作り出したのである。香港のカレンシーボード体制のもとでは、香港ドルに売り圧力が加わった場合、自動的に金利が上昇するシステムがある。これは、株式市場からの資金流出、つまり株価の下落をもたらす。株式、先物市場から資金を引き上げることで、投機家は金利、株価、株式指数を実質的に意のままに操れるような極端な条件を金融市場に作り出そうとしていた。その条件は対等的

ではない競争条件を生み出すこととなってしまった。

ここでカレンシー・ボードについて説明しておく、「カレンシー・ボードとは自国通貨と米ドルとの交換レートを安定させるため、当局が自国通貨を無制限にドルと交換することを約束する制度。制度の裏付けとして、中央銀行などが自国通貨の発行高を上回る外貨準備を保有する。実質的な固定相場制にすることにより、通貨変動の経済的な影響を排除しようとするもので、香港、アルゼンチン、エストニア、リトアニアなど 8 カ国が採用している。通貨暴落や財政赤字拡大のもとでのインフレ・スパイラルを抑制するのに有効といわれている。ただ、1997 年以降のアジア通貨危機の際には、香港の金融当局が香港ドル防衛のために高金利を維持せざるをえなくなり、景気後退を招くといった問題が表面化。大量の投機資金が国境を越えて動く時代に、この制度を維持できるかどうか疑問視する声も多い」⁴。

激烈かつ連続的な市場混乱を受けて政府は 8 月半ば、株式・先物市場に介入した。政府は合計 1180 億香港ドル（151 億米ドル）を投入し、ハンセン指数を構成する 33 銘柄を購入し、この防衛期間において市場売買高は 8 月の最終取引日である 28 日、過去最大の 790 億香港ドルに達した。政府の市場介入は論争的ではあったものの、市場介入により金融市場の規律と秩序を維持し、香港経済に対する全体的な信頼が失われることを防ぐことに成功を収めることができた。概して言えば、政府介入は域内、国際社会双方から肯定的な評価を得ることとなった。投資家の見方は、介入は人為的かつ非日常的な状況においては正しい行為であったと考えるものと、いかなる状況下でも市場原理が優先されるべきで、香港政府は基本的な約束事を反故にしたと考えるものとに二分された。

また、市場介入は以下の目的を達成する観点から実行された。

1. カレンシー・ボード体制のもとで、香港ドルの米ドル連動性に規律と秩序を与え、それを維持、強化するため。
2. 過度に攻撃的な少数の投機家による株式、貨幣市場の操作を止めるため。
3. 行き過ぎた調整をもたらす危険をはらんだ市場に、安定と対等な競争環境を回復させるためなどの目的のもと実行された⁵。

さらに、香港からしてみれば香港ドルの米ドル連動性を放棄する考えは全くない。香港政府が市場介入した最初の、そして最大の目的は、83 年 10 月の導入以来、香港経済をうまく機能させた連動性を守ることにあつた。GDP に対する貿易の比率が約 250%にも達する香港のような対外指向が顕著な経済においては、通貨の安定がなにより重要であり、また

⁴ 『経済新語辞典』日本経済新聞社、2000 年、64 頁。

⁵ ホームページ「香港経済」。

必要不可欠である。したがって連動性は保持されるべきであるというのが香港側の考えである。香港政府は株価を特定の水準に維持する目的で株を購入したのではない。株式を購入したのは、株式、先物、通貨市場を著しく不安定化させる攻撃的な投資家による計画的な操作を止めるためであり、株式と不動産市場においては特に、そうした先行き不透明な状況で、真の価格水準を見極めるなど到底不可能であった。

香港政府における為替基金の総資産の約 5% に等しい水準に香港株式の保有比率を引き上げる長期目標達成のため、政府と香港金融管理局から一定の距離を置いた位置に株式ポートフォリオ管理会社、つまり為替基金投資株式会社が設立された。政府の保有香港株式の価値は 99 年 4 月末の段階では、1900 億香港ドル（228 億米ドル）であり、そのうち約 460 億香港ドルが保持される。株式の放出に関して為替基金投資株式会社に助言する金融アドバイザーとして 3 社、ジャーディン・フレミング、ING ベアリング、ゴールドマン・ザックスが 99 年 4 月、任命された。介入後、証券先物市場の透明性と秩序を確保、強化するための 30 項目の計画を政府は発表した。それらは、国際的に採用された標準ともおおむね合致するものであり、規則の執行、運営システム、リスク管理、市場の一貫管理体制の改善などを主要な目的としている。

98 年 9 月末、ドナルド・ツアン財政長官は政府介入について説明するため、フランクフルト、ミュンヘン、ハーグ、アムステルダム、ワシントン、ニューヨーク、ボストン、ロンドン、エジンバラを訪問し、また世界銀行/国際通貨基金の年次総会に出席した。ドナルド・ツアン財政長官は政府の介入を「香港経済が操作的な市場活動に圧倒され、突如として破裂するよりも、機能を続ける状態を維持することの方が重要であるとの考えから実際的な手段に訴えた。投資する市場が存在しない状態よりも、投資する市場が存在することの方がよりよい」と繰り返し述べたのである⁶。

中央銀行総裁、顕著なエコノミスト、学識経験者、シンクタンク、財界代表らとの多数の会談において、ツアン長官は世界的な資本移動に関する高い透明性の確保、銀行のより確かな規律とより優れたリスク評価の必要性、そして計画中の地球大の金融管理システムの改革において新興市場を含めることの必要性などについて強調した。ツアン財政長官は 98 年 10 月、クリントン米大統領により特別に招集され、ワシントンで開かれた 22 カ国蔵相会議の席上、これらの問題を改めて取り上げた。米ヘッジファンド、ロング・ターム・キャピタル・マネージメントの破綻は、莫大かつ管理されない短期資金の移動の危険性について改めて照明を当てたのである。

⁶ 同上。

その後、G7の指導者も、98年を通じてアジア、ロシア、南米の金融市場と経済を大規模に機能不全に陥らせた粗暴な資金の移動を管理する必要性を認めた。G7は高度投機機関、オフシア市場（国内市場と切り離れた形で、非移住者の資金調達、運用を金融、税制、為替管理などの規制が少ない自由な取引として認める市場⁷⁾）、短期資本移動を監視する3つの実務グループを持つ金融安定化会議を設立した。香港政府は高度投機機関問題に関するグループへ加入し、アジア太平洋経済協力会議や世界銀行/国際通貨基金、G7金融安定化会議などの場において、国際通貨移動に関するより大きな透明性の確保と監視について今後も引き続き意見を述べていく考えである。

4. 香港の新たな政策

他のアジア諸国と同じく、香港は金融混乱に直面した。常にそうであるように、香港社会は今回の混乱を強い決断力と忍耐力を持って受け止めている。しかし、この混乱はまた新たな機会をも生み出した。政府は今回の経験を契機として、香港の経済基盤を強化し、新たな政策を打ち出すことを決断した。香港政府の目的は来るべき次の世紀において香港経済をより高い次元に導くことである。以下に香港政府の新たな政策をあげてみる。

(1) 低率、簡素かつ予測可能な租税体制

香港は世界でもまれなビジネスに優しく競争力を持つ租税体制を有している。法人所得税率は16%にとどまっている。また、98年予算で導入された寛大な税控除は、経済界の税負担をタイミング良く軽減した。99年予算では税負担の一段の軽減を目指したものであった。具体的な内容としては、「再輸出税関申告料を0,05から0,025に引き下げる。通常2000ドルの年次登録料金に加え、費用5200ドルで3年間有効となる商業登録を導入する。現在毎リットル2ドルに設定しているディーゼル税の優遇税率を2000年3月31日まで延長した。商業船舶登録人年次トン費の最大額をそれぞれ1万5000ドルと10万ドルまで大幅に引き上げる。同日に乗り継ぎする航空旅客に対する空港使用税を廃止する。株式借入売買に関する印紙税免除の12カ国規制を廃止する。一部債権に関する50%の減税措置を額面5万ドルの債権までに拡大する。支払い場所にかかわらず、生命保険の賠償金を遺産相続税から免除する」⁷⁾などの措置が行われた。

(2) 金融サービス

金融サービス界においても改善政策は行われ、証券取引所、決済機構の株式化、合併、上場を積極的に促し、同時に、証券と先物市場の大規模な改革を実施する。銀行監督を強化、外国銀行の進出要件を緩和し、競争を促し、預金取引会社の監督機構を簡素化し、残

⁷⁾ 同上。

余の金利規制を撤廃する。1999 年下半期に為替基金証書を上場し、また為替基金証書をストックオプションと先物取引の担保として使用することを認め、香港債券市場のさらなる発展を図る、売買執行・決済システムの結合を促し、格付け能力を改善する。これらの措置で地元経済界はより安定的かつ柔軟な金融サービスを楽しむことができるのである。為替基金の 5% を香港株に投資できる新たな投資戦略を採用する。為替基金の香港株の保有を一定水準にまで引き下げる場合には、市場を混乱させないことが前提であるなどの政策が行われた。

(3) 情報技術

情報技術の面では、民間部門との協力の下、2002 年を開始初年度として総事業費 130 億ドルのサイバーポートを段階的に建設する。これは最高水準のインフラと職住環境を整備することで、世界の情報サービス企業を戦力的に集結させるとの構想である。この事業により、施設の安全稼働時には 1 万 2000 人の職と建設中には 4000 人の雇用が創出される見通しである。

(4) 公共部門の効率化とコスト管理

公共部門においては、1999～2000 年度までの生産性向上プログラムを通じて、公共部門において 8 億 1800 万ドル相当の生産性の向上を達成する。その 4 分の 3 は新規サービス、または既存のサービス改善に投入される。生産性の向上は 2002～2003 年度までに経常的支出の合計 5% に達する。公務員改革を実施し、公共サービスにおける成果重視、サービス重視のカルチャーを育成、強化する。また 1999 年の給与を凍結し、恒久的職位の雇用については一般的に停止する。地下鉄会社の少数株式の大多数を公開し、民営化する。ただし、政府は主要株主として存続する。公共サービスを批判的に再検討し、民間参加の余地を最大化するなどの政策があげられる。

(5) 財政運営

財政面においては、財政余剰は 2000 年 3 月 31 日時点で、3890 億ドルとなると見通されていた。政府負債は皆無であった。短期における財政赤字はリターンの観点から中期において均衡する。基本法は「予算編成に際しては、支出を収入以内に収める原則に従い、財政均衡を目指し赤字を避け、予算の拡大は経済成長率とのバランスを図る」とし、低税率政策を維持するとも規定している。政府は基本法の規定を尊重し、経済成長率と財政支出の拡大の均衡を図り、低税率政策を保持するように努めている。

おわりに

確かに香港は国際金融センターとしても観光都市としても一流の都市であることは間違

いない。しかし、98年のアジア通貨危機によるものであるにせよ経済成長率はマイナスを記録したのである。今後も97年までの経済成長率のような伸び率はあまり期待できないものではなかろうか。そのためにも今後いかに迅速に香港の魅力たるものを人々の目せるかが大切なのである。そのためにも、香港ディズニーランドは香港の今後を担う上で非常に重要な一大プロジェクトなのである。

参考文献

菊池誠一『中国の香港』サイマル出版会、1996年。

野村総研香港有限公司『香港と華人経済圏』日本能率協会マネジメントセンター、1992年。

福田繁『香港・華南』総合法令出版株式会社、1995年。

可児弘明『もっと知りたい香港』弘文堂、1999年。

インターネット・ホームページ「香港経済」。

許家屯『香港回収工作』上・下、筑摩書房、1996年。

パーシー・グラドック（小須田秀幸訳）『中国との格闘』筑摩書房、1997年。

『経済新語辞典』日本経済新聞社、2000年。